

太陽光発電施設設置に係る佐久市自然環境保全条例・佐久市開発指導要綱等による規制等

太陽光発電施設の設置に伴い自然災害の発生等による市民生活への影響が懸念されるため、佐久市自然環境保全条例、佐久市開発指導要綱を改正することにより、土地の地目全般にわたる当該行為についての規制指導を行い、良好な自然環境の保護及び災害の防止を図り、快適で安全な市民生活を確保するものです。

法令名	条項	規制対象となる内容	適用範囲（土地の地目）						条例・要綱による規制指導の内容
			宅地	雑種地	農地	山林	原野	その他	
佐久市自然環境保全条例 (所管：公園緑地課)	第8条第1項	自然保全地区内での建築物その他工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、この行為に準ずる行為（以下の基準を超える場合） ○施行規則で規定する行為 ・土地の開墾：1,000㎡ ・木竹の伐採：1,000㎡ ・その他土地の区画形質の変更：500㎡ ・土石類の採取：土砂類10㎡、石類5㎡ ・ 太陽光発電設備の設置 500㎡ ・その他	×	×	×	○	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の地元等への事前説明会等の実施 ・地元区又は関係者からの意見等に対する事前協議及び協議経過書の提出 ・計画内容の周知期間の設定 (申請は説明会開催から2週間後) ・許可・指導基準に基づく計画内容の審査 造成、雨水排水処理、外観等の指導 ・市と行為者の間の協定書の締結(面積要件による) ・完了後の現地確認による再指導(必要な場合) 罰則規定あり
	第9条第1項	環境保全地区内(史跡、神社等160カ所)において、上記(第8条第1項)に掲げる行為(以下の基準を超える場合) ○施行規則で規定する行為 ・土地の開墾：100㎡ ・木竹の伐採：一定の規模・美観を持つ並木 ・その他土地の区画形質の変更：50㎡ ・土石類の採取：土砂類10㎡、石類5㎡ ・ 太陽光発電設備の設置 500㎡ ・その他							
佐久市開発指導要綱 (所管：都市計画課)	第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地等開発行為 用途地域内 1,500㎡以上 用途地域外 1,000㎡以上 ・中高層建築物等建築行為 高さ10m以上 ・1,000㎡以上の土地に太陽光発電設備を設置するものであって土地の区画形質の変更を伴うもの (区画：道水路等の公共施設の整備を伴うもの 形：盛土切土を伴うもの 質：農地転用等を伴うもの)	※ (×) ○	(×) ○	(×) ○	(-) (-)	(-) (-)	(×) ○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地への標識の設置による住民周知(事前協議1ヶ月前) ・周辺に影響を及ぼす恐れのある場合又は利害関係者から計画説明等の要請がある場合、事前協議前に利害関係者との協議及び協議経過書の提出 ・事前協議書による市への協議 ・造成、雨水排水等技術基準に基づく技術指導 ・事業着手届、変更届、完了届等各種届出の提出 罰則規定なし

※ 表中の「○」「×」の表記は、太陽光発電設備の設置に係わる行為に対しての適用状況を表したものである